

## ○大和市下水道条例逐条解説

### 第1章 総則（第1条～第2条）

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、公共下水道の構造の基準、管理、使用等について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

・本条例は、下水道法等に基づき公共下水道の管理及び使用等について規定している。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 排水設備により下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (2) 取付管 公共ますから公共下水道の本管に固着する排水管をいう。
- (3) 公共ます 下水を排除するために、市長が設ける取付管と排水設備を連絡させるために設けるますをいう。
- (4) 水道及び給水装置 それぞれ水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (5) 定例日 水道の使用水量の検針を受けた日等使用料の算定の基準となる日をいう。
- (6) 使用月 使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。
- (7) 水道水 水道法第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。
- (8) 地下水等 井戸水、泉水等で、水道水以外の水をいう。

【解説】

<第1号関係>

・使用者とは、下水を排水設備と公共ますを排水管を通じて公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

<第2号関係>

・取付管とは、公共ますと公共下水道の本管をつなぐ排水管をいう。

<第3号関係>

・公共ますとは、土地や建物の下水を排除するために設ける排水設備を接続させる市管理の最終ますをいう。

<第4号関係>

・「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。また、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

<第5号関係>

・定例日とは、水道料金と一括徴収の場合は、水道の使用水量の検針を受けた日、それ以外は、水量を市へ報告した日をいう。

<第6号関係>

・使用月とは、使用料を徴収するために区分するもので、毎月検針については検針を受けた日までの概ねひと月を検針日の属する月分で表す。隔月検針については前回検針を受けた翌

日から概ねひと月（30日）を前回検針日の属する次の月分で表し、検針を受けた日までの概ねひと月を検針日の属する月分で表す。

（例）前回検針日 4月10日

今回検針日 6月10日（使用期間 4月11日～6月10日）・・・ 5・6月分

<第7号関係>

・水道水とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給された水をいう。

<第8号関係>

・地下水等とは、井戸水・雨水（手洗いやトイレ等に使用したもの）・泉水で水道水以外をいう。

## 第2章 公共下水道施設の構造の基準等（第3条～第4条）

（公共下水道の構造の基準）

第3条 公共下水道の構造の技術上の基準は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点に基づいて定めるものとする。

2 法第7条第2項に規定する条例で定める次に掲げる公共下水道の構造の技術上の基準は、前項の規定に適合するよう規則で定める。

（1）排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3号において同じ。）

（2）排水施設

（3）処理施設（終末処理場であるものに限る。）

3 前項の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

（1）工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

（2）非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

【解説】

・本条は公共下水道の排水施設及び処理施設の構造の基準を定めている。

<第2項関係>

・公共下水道の排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準は大和市公共下水道施設の構造の基準等に関する規則に定めている。

<第3項関係>

・前項の公共下水道について、適用しないものを定めている。

（終末処理場の維持管理）

第4条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、規則で定めるところにより行うものとする。

【解説】

・本条は終末処理場の維持管理について定めている。基準は大和市公共下水道施設の構造の基準等に関する規則に定めている。

## 第3章 排水設備の設置等（第5条～第9条）

（排水設備の接続方法及び内径等）

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

（1）分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下この条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で雨水を排除すべきものに、それぞれ固着させること。

- (2) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共ます等に固着させること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるところによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、別表第1に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、同表の排水人口の区分に応じて同表に掲げる排水管の内径及びこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。
- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、別表第2に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、同表の排水面積の区分に応じて同表に掲げる排水管の内径及びこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

#### 【解説】

- ・本条は排水設備の新設、増設又は改築の工事を行う際の接続方法及び排水管の内径等について定めている。

#### <第1号関係>

- ・分流式とは、雨水と汚水を別々の管渠で排除し、雨水は終末処理場へ入ることなく公共用水域へ排出し、汚水は終末処理場で処理したうえで公共用水域へ放流する方式をいう。分流式の場合の宅地内の汚水と雨水の排水設備の排除先については、それぞれの公共ます等に固着すること。

#### <第2号関係>

- ・合流式とは、雨水と汚水を同一の管渠で排除し、終末処理場で処理する方式で、合流式の場合の宅地内の汚水と雨水の排水設備の排除先については、公共ます等に固着すること。

#### <第3号関係>

- ・排水設備を公共ますに固着させる際の固着箇所と工事の実施方法を、汚水と雨水に分けて、それぞれ規則で定めている。

#### <第4号関係>

- ・宅地内の汚水の排水管等の内径、こう配については別表第1に定めるところとする。ただし、建物から排出される汚水管で延長が3m以下のものは内径75mmとすることができる。

#### <第5号関係>

- ・宅地内の雨水または雨水と汚水の合流管の排水管等の内径、こう配については別表第2に定めるところとする。ただし、排出される下水管で延長が3m以下のものは内径75mmとすることができる。

#### (排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設等の工事を行おうとする者は、あらかじめその計画が法令等の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な修繕工事については、この限りでない。

2 前項の確認を受けた者は、確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらか

じめその変更について市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない事項については、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

【解説】

- ・本条は、排水設備計画の確認申請について定めている。

<第1項関係>

- ・排水設備の新設等の工事を行おうとする者は、規則で定める排水設備計画（変更）確認申請書に位置図、平面図等を添付して、事前に市の確認を受けなければならない。ただし、ますのふたの交換や修繕工事等の規則で定める軽易な工事については確認を受けなくてもよい。

<第2項関係>

- ・前項の確認を受けた事項に変更の必要が生じた時は、前項同様に事前に市の確認を受けなければならない。ただし、設置場所の位置図等の排水設備の構造に影響を及ぼさない事項については事前に届け出ればよい。

（排水設備の設計及び新設等の工事の実施）

第7条 排水設備の設計及び新設等の工事（以下この項において「設計及び工事」という。）の実施は、設計及び工事に関し規則で定める技能を有する者として市長が登録した者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として市長が指定した下水道工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、本市において設計及び工事を実施するときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による責任技術者の登録又は指定工事店の指定（以下この項において「登録等」という。）を継続し難い理由があると認めるときは、当該登録等を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該登録等を停止することができる。

3 指定工事店について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・本条は、排水設備の設計及び工事の実施方法について定めている。

<第1項関係>

- ・排水設備の設計及び工事の実施は、市に登録した責任技術者が専属する指定工事店でなければ行ってはならない。

<第2項関係>

- ・市は、責任技術者や指定工事店が法令等に違反したとき、または業務に関し不正等の行為をしたときは、責任技術者の登録や指定工事店の指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を区切って指定や登録を停止することができる。

<第3項関係>

- ・指定工事店、責任技術者について必要な事項は大和市指定下水道工事店規則に定める。
- ・指定工事店とは、神奈川県内に営業所があり、専属する責任技術者が1人以上いること等の資格要件を満たした、市が指定する下水道工事店をいう。
- ・責任技術者とは、指定機関が行う排水設備工事責任技術者試験に合格した者で、市に登録した技術者をいう。

（排水設備の工事の検査）

第8条 排水設備の新設等の工事を行った者が当該工事を完了したときは、当該工事

の完了した日から5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。この場合において、市長は、必要がないと認めたときは、検査を省略することができる。

【解説】

- ・排水設備の新設等の工事を行った者は、工事を完了した日から5日以内に市に届け出て、検査を受けなければならない。市は検査を受けた者に対し、排水設備工事検査済証を交付する。

(特別の工事の負担金)

第9条 義務者又は使用者の特別の必要により法第19条に基づく工事又は公共ます及び取付管の新設等の工事を行うときは、市長は、その必要を生じた限度において、当該新設等の工事に要する費用の全部又は一部を当該義務者又は使用者に負担させるものとする。

【解説】

- ・下水道法第19条に基づき、市が算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられたことにより、公共下水道の改築を行うことが必要になった時又は、義務者又は使用者の特別の必要により公共ます及び取付管の新設等の工事を行うときは、義務者又は使用者に、その必要を生じた限度において、当該新設等の工事に要する費用の全部又は一部を負担することについて定めている。

#### 第4章 公共下水道の使用等（第10条～第23条）

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) ヨウ素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) ニッケル含有量 1リットルにつき1ミリグラム以下

3 前2項の規定は、規則で定める使用者については適用しない。

#### 【解説】

- ・公共下水道に排除される下水については、下水道施設の保護と終末処理場の放流水の水質確保という2つの面から水質規制が行われている。水質規制には2通りあり、「下水の排除の制限」と「除害施設等の設置義務」に分けられる。本条例は後者の「除害施設等の設置義務」に関する規定で、法12条と法12条の11による有害物質と処理困難物質以外の項目に関する基準値ある。なお、前者の「下水の排除の制限」は法12条の2で規定され、有害物質と処理困難物質に関する基準値は政令で定められている。

#### <第1項関係>

- ・本条文第1項は、法12条第1項の「下水道施設の機能を妨げまたは損傷するおそれのある下水を排除する者に対し、除害施設の設置等の措置をしなければならない旨を、条例で定めることができる」を受けて、下水道施設保護のために規定したものである。

#### <第2項関係>

- ・本条文は、法12条の11第1項の、「公共下水道管理者は基準値に適合しない下水（前述の公共下水道へ排除してはならないとされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。」を受けて、終末処理場からの放流水水質を法第8条の技術上の基準に適合させるため、下水道管理者が法規制を遵守し放流水の水質を確保する上での最低限度の基準値を定めたものである。なお、法12条の2第1項によって、「特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない」と規定し、法12条の2第2項によって、有害物質、処理困難物質については全国一律、政令で基準値を定めるとしている。

#### <第3項関係>

- ・本条は、第1項及び第2項に対する適用除外を定めたもので、本条例規則により、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）の3項目に関して、1日の排水量が20 m<sup>3</sup>未満の事業場排水については適用を除外するというものである。

（除害施設の設置等の届出）

第11条 除害施設を設置し、又は必要な措置をしようとする者は、工事着手予定日の30日前までに当該工事の計画を市長に届け出て、確認を受けなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 除害施設の設置又は必要な措置が完了した場合には、完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 除害施設の設置者は、氏名、名称、住所、所在地等を変更した場合又は除害施設の使用を休止若しくは廃止したときは、その日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 公共下水道に接続する際に既に除害施設を設置している者は、その旨を公共下水道の使用開始予定日の5日前までに市長に届け出なければならない。

5 第1項の規定は、同項の規定により届け出た計画又は前項の規定により届け出た事項を変更する場合についてこれを準用する。

【解説】

- ・本条は、第10条の除害施設の設置等を行う者に対し、下水道管理者が法令に基づく措置を行っていく場合に、処理区域内の除害施設の設置等について、正確に把握しておく必要があるため、届出の義務を定めたものである。

<第1項関係>

- ・除害施設の設置等を行うものは、工事着手予定日の30日前までに、規則で定める除害施設設置（変更）等届を市へ提出しなければならない。これにより、除害施設の種類、構造、処理方法、下水の量・水質などを届け出させ、計画の内容を事前に審査しようとするものである。

<第2項関係>

- ・除害施設の設置等を行ったものは、完了日から5日以内に、規則で定める除害施設設置等完了届を提出しなければならない。これにより、届出に係る工事の実施内容が届出書の内容どおりに行われたかを確認するとともに、当該事業場から排除される下水の水質が基準に適合しているかを確認するものである。

<第3項関係>

- ・規則で定める氏名等変更届、除害施設廃止等届の提出義務を定めたものである。

<第4項関係>

- ・除害施設を設置している事業場が公共下水道への接続を行う場合には、規則で定める除害施設既設届を提出しなければならない。

<第5項関係>

- ・第1項の除害施設設置（変更）等届を提出したものが、計画や内容を変更する場合には、同様に除害施設設置（変更）等届を提出しなければならない。

（除害施設管理責任者の選任等）

第12条 除害施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する業務を行う除害施設管理責任者を選任し、速やかに市長に届け出なければならない。除害施設管理責任者を変更したときも同様とする。

【解説】

- ・事業場から排出される排水の水質を下水排除基準に適合するように維持するため、除害施設等の運転管理及び水質管理を担当する責任者が除害施設管理責任者である。除害施設の設置者は、この除害施設管理責任者を選任し、規則で定める除害施設管理責任者選任等届を速やかに提出しなければならない。また、これを変更した場合も同様とする。
- ・除害施設管理責任者の担当する主な業務は以下のとおりである。
  - ① 汚水の発生施設の使用法、汚水の発生量及び水質の適正な管理に関すること。
  - ② 除害施設等の維持管理、運転管理に関すること。
  - ③ 届出に関すること。
  - ④ 下水の量及び水質の測定、記録に関すること。
  - ⑤ 報告に関すること。
  - ⑥ 汚泥等の処理処分に関すること。
  - ⑦ 除害施設等の事故及び緊急事態の措置に関すること。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第13条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域に直接排除されたとした場合において、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)により、前項各号に規定する基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、同項の規定にかかわらず、その緩やかな排水基準をもって、当該下水の排水基準とする。

#### 【解説】

・本逐条解説第10条で解説した、「下水の排除の制限」の基準値を定めたものである。

#### <第1項関係>

・法12条の2「下水の排除の制限」に基く有害物質と処理困難物質の基準値は政令9条の4で定められているが、本条文はこれ以外の、終末処理場において処理可能な項目及びそれに準ずるものとされる項目に係る基準について定めたものである。

#### <第2項関係>

・特定事業場から排除される下水が公共の水域に直接排除されたとした場合に、排水基準を定める総理府令により、第1項各号に規定する基準より緩やかな排水基準(いわゆる「暫定基準」がこれに該当する。)が適用されるときは、同項の規定にかかわらず、その緩やかな排水基準をもって、当該下水の排水基準とする。

#### (排除の停止又は制限)

第14条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

#### 【解説】

・本条は、公共下水道の公共性に鑑み、その管理の適正を確保するため、公共下水道管理者(市長)に権限を付与したものである。市長は、第1項から第3項に適合するものに対し、その下水の排除を停止させ、又は制限することができる。

#### (使用開始等の届出義務)

第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

#### 【解説】



- ・使用者が、公共下水道に下水の排除を開始、休止、廃止または、現在休止しているその使用を再開しようとするときは、規則第 12 条に定める「公共下水道使用開始等届」を市長へ届け出なければならない。

ただし、神奈川県県営上水道条例(昭和 29 年神奈川県条例第 11 号)第 7 条第 1 項の規定による水道の使用開始の申込み、または、その他市長が「公共下水道使用開始等届」の届出に相当すると認める届出をしたときは、それらの届出をもって届出があったものとみなす。

(使用料の徴収)

第 16 条 本市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料は、納入通知書兼領収書又は口座振替の方法により徴収する。
- 3 使用料の納付期限は、次の各号のとおりとする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その直後の休日等でない日までとする。
  - (1) 納入通知書兼領収書により納入させる場合にあつては、当該納入通知書兼領収書を発行した日の翌日から起算して 10 日を経過する日
  - (2) 口座振替の方法により納入させる場合にあつては、市長が別に定める振替指定日
- 4 定例日が隔月に定められている使用者の使用料については、定例日の属する月の使用月分及びその前月の使用月分の 2 月分の使用料を併せて徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、使用者ごとに排除した汚水の量(以下「汚水排除量」という。)の認定期間を定め、当該汚水排除量の認定期間に係る使用料を徴収する。
- 5 月の途中で公共下水道の使用を開始若しくは再開したとき又は水洗便所を設置したときの使用料はその日の属する月の使用月分から、月の途中で公共下水道の使用を休止若しくは廃止したとき又は水洗便所を廃止したときの使用料はその日の属する使用月分まで徴収する。

【解説】

- ・使用料の徴収について定めている。なお、使用料の徴収事務は地方自治法に基づき、大和市と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約を定め神奈川県に委託している。地方自治法第 252 条の 16、及び大和市と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約第 2 条に基づき使用料の徴収については条例・規則で定めるほか、神奈川県の規定等を適用する。

< 第 1 項関係 >

- ・下水道法 20 条に基づき、公共下水道を使用する者からその使用量に対し下水道使用料を徴収するものとしている。

< 第 2 項関係 >

- ・使用料の徴収(納付)方法は、納入通知書兼領収書により、金融機関及び郵便局又はコンビニエンスストアにて直接徴収(納付)する方法と、口座振替による徴収(納付)方法がある。

< 第 3 項関係 >

- ・使用料の納付期限は、次の各号のとおりである。ただし、その日が土曜日、日曜日及び祝祭日(以下「休日等」という)に当たるときは、その直後の休日等でない日とする。

事例：納付期限 4 月 27 日(土)の場合・・・4 月 28 日(日)・29 日(月・祭日)のため、4 月 30 日(火)となる。

(1号関係) 納入通知書兼領収書により納入する場合、その納入通知書兼領収書を発行した日の翌日から10日を経過した日とする。

(2号関係) 口座振替により納入する場合は、市長が別に振替指定日を定める。(月3回振替日あり)

< 第4項関係 >

- ・ 定例日とは、上下水道一括徴収をしているため上水道の検針日としている。通常上水道の検針は、一部の事業所等を除き隔月となっているため、前回定例日の翌日から当該定例日までの概ね2月分を「定例日の属する△月分とその前月の○月分」に便宜的に分けて○・△月分として徴収する。
- ・ ただし公共施設や一部の事業所で上水道の検針が毎月であることから、その場合は定例日の属する△月分としてひと月分で徴収する。

< 第5項関係 >

- ・ ここでいう月の中途とは、該当する水栓の前回検針日から次の検針予定日の間に使用開始・再開または設置(設置の場合は前回定例日はない)、休止・廃止をした場合を示している。使用期間が30日以下の場合は1ヶ月分の料金計算となる。また、これまで下水道未接続だった水栓が接続された場合、または排水設備の撤去により下水道未接続になった場合は、使用月の表示にかかわらず接続されていた期間を日割り計算する。

(使用料の額の算定等)

第17条 使用料の額は、毎使用月における使用者の汚水排除量に応じ、別表第3に定めるところにより算出した合計額(以下この項において「算出合計額」という。)に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の規定は、前条第4項の規定により2月分の使用料を併せて徴収される使用者の使用料の額の算定について準用する。この場合において、前項の規定中「毎使用月」とあるのは「定例日の属する使用月及びその前月の使用月」と、「別表第3に定めるところにより算出した合計額」とあるのは「それぞれの使用月分につき別表第3に定めるところにより算出した額の合計額」と読み替えるものとする。

【解説】

< 第1項関係 >

- ・ 使用料の額は水道営業所で付番されている水栓を特定する番号(水栓番号)ごとに毎使用月の汚水排除量に応じて、別表3に定める料金表により算出した料金の合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。但し、その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てとする。

< 第2項関係 >

- ・ 別表第3は1ヶ月あたりの料金表であるため、2月分を併せて徴収される使用者の使用料については定例日の属する月及びその前月分の使用料をそれぞれ算出した料金の合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。但し、その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てとする。

(使用料の特例)

第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の基本使用料については、別表第3に定める基本使用料にそれぞれ当該各号に定める数を乗じ

て得た額とする。

(1) 使用期間が15日以下で汚水排除量が4立方メートル以下のとき 0.5

(2) 2月分の使用料を併せて徴収する場合で、水道水又は地下水等のいずれかのみを使用し、その使用期間が1月を超え45日以下で汚水排除量が12立方メートル以下のとき 1.5

【解説】

<第1項関係>

- ・本条は、短期間使用で使用水量の少ない場合の使用料の額の算定方法を定めている。

(汚水排除量の認定)

第19条 汚水排除量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 地下水等を排除した場合は、その使用水量とし、規則で定める申告書を市長が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、その使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月の汚水排除量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長が別に定める日までに提出しなければならない。この場合において、市長は、前2号の規定にかかわらず、その申告書の内容を勘案して汚水排除量を認定する。

2 市長は、前項第2号に規定する地下水等に係る使用水量を把握するため必要があると認めるときは、使用者に計測装置を設置させることができる。

3 第1項に定めるもののほか、第16条第4項に規定する使用者の1使用月分の汚水排除量については、定例日の属する月の使用月分及びその前月の使用月分のそれぞれに均等に排除したものとみなす。この場合において、1使用月分の汚水排除量に1立方メートル未満の端数が生じたときの当該端数は、定例日の属する月の使用月分において切り捨て、その前月の使用月分において切り上げて算定するものとする。

4 市長は、汚水排除量の認定にあたり、第1項及び前項の規定によりがたいと認められるときは、それぞれの使用者の態様を勘案して、市長が認定する。

【解説】

【解説】

<第1項関係>

(第1号関係) 水道水を使用の場合は、検針水量=汚水排除量とする。

ただし、二人以上の使用者が給水装置を共同(メーターが1つ)で使用している、かつ請求先も各々とする場合で、それぞれの使用水量が確認できない場合は下水道条例施行規則第14条1項により世帯員一人当たり月6立方メートルとみなす。ただし、検針した水量とみなし水量が異なる場合については、第4項を適用する。

(第2号関係) 地下水、泉水、雨水(手洗いやトイレ等に使用したもの)等を排除した場合について

は、規則で定める下水道汚水排除量申告書にて使用水量を申告しなくてはならない。申告者は使用者本人となるが、集合住宅等については管理会社等がまとめて各戸の水量を報告する場合もある。報告日は上水道の検針地域に併せてその月末としている（毎月の場合は毎月末）。

ただし、計測装置未設置により実際の使用水量が確認できない場合は、下水道条例施行規則第14条1項により世帯員一人当たり月6立方メートルとみなす。事業所等においてはこの規定によりがたいことから第4項を適用する。また、漏水等により実際の使用水量が確認できない場合についても第4項を適用する。

（第3号関係）基本は使用水量＝汚水排除量という考え方であるが、営業に伴い水を食品等に添加したり蒸発したりして公共下水道に排除されない場合や、逆にまったく別の場所から運ばれてきた水道水、地下水等を公共下水道に排除する場合など著しく排除する汚水の量と異なるものについては、毎使用月（隔月検針の場合は2月分）の汚水排除量および算出根拠を記載した規則で定める下水道汚水排除量申告書を提出しなければならない。

この場合の汚水排除量は下水道汚水排除量申告書の内容をもって認定する。

#### < 第2項関係 >

- ・第1項2号関係で、井戸水、雨水（手洗いやトイレ等に使用したもの）、泉水の水量を把握するため必要と認められた時は、使用者に計測装置を設置させることができる。

#### < 第3項関係 >

- ・隔月の検針で算出される汚水排除量（2ヶ月分）は、各月それぞれ均等に排除したものとみなす。このとき、汚水排除量に1立方メートル未満に端数が出る場合、定例月（検針日の月）の使用月分を切り捨て、その前月使用分を切り上げて算定する。

事例： 使用月4・5月分 41立方メートルの場合  
4月分21立方メートル 5月分20立方メートル

#### < 第4項関係 >

- ・第1項及び第3項の規定により認定が出来ない場合は、それぞれの使用状態を勘案して市長が認定する。

#### （汚水の種類）

第20条 使用料を算定するための区分となる汚水の種類は、次に定めるとおりとする。

- （1）一般汚水 浴場汚水及び水泳場汚水以外の汚水
- （2）浴場汚水 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に規定する公衆浴場で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水
- （3）水泳場汚水 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第9条の規定により設置の許可を受けたプール又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第6条に規定する学校環境衛生基準を満たすプールから排除される汚水

#### 【解説】

- ・汚水の種類について定める。

（第1号関係）一般汚水とは、（一般家庭が排除する）法第2条第1号に規定する汚水で、浴場汚水及び水泳場汚水以外の汚水

（第2号関係）「公衆浴場」とは、「浴場業」で都道府県知事の許可を受けて、業として公衆浴場を経営。温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設。

「公衆浴場」であることを証明する書類等により「浴場汚水」と認定された翌定例日の分より料金の適用をする。

(第3号関係) 遊泳用プールとは、水をためて多数の人に水泳をさせたりする施設をいう。衛生基準は「平成13年健衛発第83号(H13.7.24)厚生労働省健康局生活衛生課長通知」による。

「遊泳用プール」であることを証明する書類等により「水泳場汚水」と認定された翌定例日の分より料金の適用をする。

(納付管理人)

第21条 使用料の納付義務者が、市内に住所若しくは居所を有しない場合又は特別の事情がある場合においては、市内に住所を有する者のうちから納付管理人を定めることができる。

2 市長は、前項に規定する納付管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 市外及び海外に居住している等で、使用者本人が納付するのが困難である場合に、その代理人として使用料の支払いや書類の受け取りを行う納付管理人を定めることができる。
- ・ <第2項関係>
- ・ 前項で定めた納付管理人が、市外へ転出及び長期不在等により連絡等が取れなくなった場合は、納付管理人の変更をさせるものとする。

(資料の提出)

第22条 市長は、使用料を算出するため、必要により使用者に資料の提出を求めることができる。

【解説】

- ・ 使用料の算出根拠に例外的な事項がある場合に、使用者にそれを証明する資料の提出を求める。例えば、井戸水等の漏水があった時等。

(使用料の減免)

第23条 市長は、使用料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者若しくはこれに準ずると認められる者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者

(2) 前号に掲げるものを除くほか、特別の事情があると認められる者

【解説】

<第1項関係>

- ・ 使用料の減免については、生活保護受給者またはこれに準ずる者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者について、別途定める減免基準に適合する場合に対象とする。
- ・ 特別な事情についても別途定める減免基準によるものとしている

## 第5章 雑則（第24条～第32条）

（改善命令）

第24条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

【解説】

- ・ 特定事業場に対する改善命令等は法37条の2で定められているが、本条は、公共下水道の管理の適正を確保するために、除害施設や排水設備の設置者又は使用者に対し、市長が改善命令等を命ずることができるとした条文である。また、命令の実効性を確保するため、「期限を定めて」命令するものである。

（行為の許可等）

第25条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1）施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

（2）物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の許可を受けて設けた物件のうち公共下水道の暗きよである構造の部分に固着して設けた排水施設に接続する排水施設を排水区域外に設置し公共下水道を使用しようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、市長は、下水道計画との整合性が図られ、公共下水道の管理上支障がないと認めたときは、その排水区域外からの下水の排除のための公共下水道の使用を許可することができる。

【解説】

<第1号関係>

- ・ 公共下水道に下水道管理者以外が排水施設を接続する場合（法第24条第1項）必要な図面を添付して市長の許可を受けなければならない。

<第2号関係>

- ・ 公共下水道処理区域外においても、管理上支障がない場合及び、公共下水道区域外接続（汚水）に関する要領第4条の要件を充たした場合に許可することができる。

（許可を要しない軽微な変更）

第26条 法第24条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

【解説】

- ・ 軽微な変更とは政令第16条にて定める行為とし、許可を受けた者が行うものである。

政令第16条 1 内径が28mm以下の水道の給水管又はガスの導管

2 100ボルト以下の電圧で電気を電送する電線

3 主として歩行者の通行に供する橋又は踏板で取り外しの容易なもの

（占用の許可）

第27条 公共下水道の敷地若しくは排水施設に物件（以下「占用物件」という。）

を設け、又は継続して公共下水道の敷地若しくは排水施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 前項の占用物件を設けた者は、市長の検査を受けなければならない。

【解説】

<第1号関係>

- ・ 公共下水道用地や排水施設に占用物件（水道管、ガス管等）を設置又は、継続して占用する場合は市長の許可を受けること。ただし、第21条の行為の許可を受けた場合は、占用の許可を受けたものとする。

<第2号関係>

- ・ 占用物件を設置した場合は、市長の検査を受けること。

（占用料の徴収）

第28条 前条の規定により占用の許可をしたときは、道路占用料の例により占用料を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。

【解説】

- ・ 占用の許可を受けた場合は、道路占用料と同等額を納めなければならない。ただし、公共下水を排除するもの（下水道管）には占用料は免除とする。

（原状回復）

第29条 第27条第1項の許可を受けた者は、許可を受けた期間が満了したとき、又は当該占用物件を設けておく必要がなくなったときは、市長に届け出て当該占用物件を除却し、原状に回復して検査を受けなければならない。ただし、市長が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 市長は、第27条第1項の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

【解説】

<第1号関係>

- ・ 占用許可を受けた期間が終了した場合は、占用物件を速やかに撤去して原状に戻し、市長の検査を受けること。ただし、撤去等に伴い、下水道施設の構造及び管理上のさまたげにならない場合は、原状回復をしなくてよい。

<第2号関係>

- ・ 原状回復及び原状回復の必要がない場合の措置に、必要な条件を指示をすることができる。

（手数料）

第30条 本市は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- （1）指定工事店の新規指定 1件につき10,000円
- （2）指定工事店の継続指定 1件につき3,000円
- （3）責任技術者の新規登録 1件につき2,000円
- （4）責任技術者の登録更新 1件につき2,000円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

【解説】

- ・本条は排水設備工事の設計、施工を行う指定工事店と責任技術者の指定、登録手数料を定めた条文である。新規とは新たに指定、登録する際の手数料であり、継続指定、更新登録とは5年（以内）毎の再登録手数料である。なお、既に納めた手数料は指定、登録の有無に係らず返還しない。

（免責）

第31条 本市は、公共下水道の使用制限その他公共下水道の使用に関し生じた原因のために義務者又は使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

【解説】

- ・本条は管渠の維持管理ならびに改築工事等を行う際に、工事期間中の利用者に対する使用制限を行なった場合に生じた損害について、賠償の責めを負わないことを定めた条文である。

（委任）

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・本条例の施行の際に必要な規定として、「大和市下水道条例施行規則」「大和市指定工事店規則」「大和市公共下水道施設の構造の基準等に関する規則」などを定めている。

第6章 罰則（第33条～第35条）

第33条 次に掲げる者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等を行った者
- (2) 第7条の規定に違反して、排水設備の設計及び新設等の工事の実施を行った者
- (3) 第8条の規定による届出を同条に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第10条の規定に違反した者
- (5) 第11条、第12条又は第15条の規定による届出を怠った者
- (6) 第22条の規定により資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第24条の規定による命令に違反した者
- (8) 第29条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第6条第1項若しくは第23条に規定する申請書若しくは図書、第11条若しくは第15条の規定による届出書、第19条第1項第2号若しくは第3号に規定する申告書又は第22条に規定する資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

【解説】

- ・本条は、この条例の実効性を確保するため、条例違反者に対する罰則を定めたものである。地方自治法においては、条例で義務を課し、又は権利を制限すること（第16条第2項）が可能であり、条例中に罰則を設けること（第16条第3項）が認められている。
- ・第1号から第9号に該当する場合は、その都度罰則金50,000円以下を定め徴収する。

第34条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。



【解説】

- ・本条は、この条例の実効性を確保するため、条例違反者に対する罰則を定めたものである。

第 35 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

【解説】

- ・条例に違反する行為については、その行為を行う者が個人である場合においては、当該個人の意味ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合など、その性質上、当該個人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できない場合がある。そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人に対して刑罰を科するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する  
(経過措置)
- 2 大和市下水道条例(昭和 32 年大和町条例第 9 号。以下「旧条例」という。)の規定により徴収し、又は徴収すべきであった占用料及び使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、前 2 項に規定するものを除き、この条例又はこれに基づく規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

【解説】

- ・附則(2)～(3)については、施行日以前の旧条例の規定を適用する。
- ・附則(4)は、この条例の施行日以前に旧条例、規則に基づき行われた行為は、附則(2)、(3)に規定するものを除き、この条例の基づき行われた行為とする。

附 則(平成 8 年条例第 32 号)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

【解説】

- ・施行日以前の使用料については、施行日前の条例の規定による。

附 則(平成 10 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 39 号)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 15 条第 1 項及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)が属する使用月後の使用月に係る使用料について適用し、施行日が属する使用月以前の使用月に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

- ・ 附則(2)～(3)については、施行日以前の旧条例の規定を適用する。

附 則(平成 14 年条例第 31 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 14 条から第 15 条の 2 までの規定は、施行日以後の定例日における汚水排除量により算定される使用料について適用し、施行日以前の定例日における汚水排除量により算定される使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- ・ 附則(2)～(3)については、施行日以前の旧条例の規定を適用する。

附 則(平成 15 年条例第 29 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる汚水排除量の認定に係る使用料の計算についての改正後の大和市下水道条例別表第 3 の規定の適用については、市長が定めるところによる。

附 則(平成 17 年条例第 35 号)

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

- ・ 附則(2)について、改正後の大和市下水道条例別表第 3 の規定の適用については、市長が定めるところによる。

別表第 1(第 5 条関係)

排水人口	排水管内径	こう配
150 人未満	100 ミリメートル以上	100 分の 2.0 以上
150 人以上 300 人未満	125 ミリメートル以上	100 分の 1.7 以上
300 人以上 500 人未満	150 ミリメートル以上	100 分の 1.5 以上
500 人以上	200 ミリメートル以上	100 分の 1.2 以上

別表第2(第5条関係)

排水面積	排水管の内径	こう配
200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2.0以上
200平方メートル以上400平方メートル未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上
400平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
600平方メートル以上1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上	100分の1.2以上
1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上	100分の1.0以上

別表第3(第17条第、第18条関係)

## 1か月当たりの下水道使用料表

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額(1立方メートルにつき)
一般汚水	8立方メートル以下の分	675円	8立方メートルを超え、15立方メートルまでの分	112円
			15立方メートルを超え、25立方メートルまでの分	125円
			25立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	139円
			50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分	159円
			100立方メートルを超え、200立方メートルまでの分	188円
			200立方メートルを超え、300立方メートルまでの分	201円
			300立方メートルを超え、500立方メートルまでの分	215円
			500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	249円
			1,000立方メートルを超える分	264円
浴場汚水	汚水排除量1立方メートルにつき 14円			
水泳場汚水	汚水排除量1立方メートルにつき 106円			

備考 汚水排除量が8立方メートルを超える使用者に係る使用料については、汚水排除量の区分によりそれぞれ算出される額を基本使用料に加算するものとする。